



平成18年5月22日

各 位

住 所 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
会 社 名 日本管財株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 武
(コード番号9728 東証・大証第一部)
お問い合わせ先 責任者役職氏名 取締役管理部長 小南 博司
電 話 番 号 (0798) 35-2200

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第41期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成18年5月1日に『「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)』(以下この変更の理由において「会社法等」という。)が施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。
- ①会社法等の施行に伴い、当社の定款には取締役会、監査役および監査役会を置く旨の規定を新設するものであります。
- ②会社法等の施行に伴い、当社の定款には会計監査人を置く旨の規定を新設するものであります。
- ③会社法等の施行に伴い、当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の規定を新設するとともに、単元未満株式に係る株券の不発行の規定を株券発行に関する当該規定に移動するなど、所要の変更を行うものであります。
- ④会社法等の施行に伴い、現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、施行の際当社の定款にはこれを置く旨の定めがあるとみなされるとともに、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。
- ⑤単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するとともに、単元未満株式の買増しの規定に所要の変更を行うものであります。
- ⑥株主総会参考書類等について、インターネットを利用する方法で開示した場合、株主に対して提供したものとみなすことができるようになったことから、当該規定を新設するものであります。
- ⑦社外監査役として適任者を招聘、登用し、その期待される役割を十分に發揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。また、併せて取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、それぞれの責任を会社法に定める範囲内で免除できる旨の規定を新設するとともに、社外取締役についても適任者を招聘、登用できるように、責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定に関しましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- ⑧取締役会の機動的、効率的運営を図るため、書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を追加するものであります。
- (2) 上記(1)の規定の変更、新設に伴い、それぞれの章及び条数等につきまして所要の変更を行うとともに、会社法に対応する条文の表現の一部を修正して内容の明確化を図るものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成18年6月29日(木曜日)
平成18年6月29日(木曜日)

以上

別 紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(公 告) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公 告) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は80,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は80,000,000株とする。
(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第6条 当会社の <u>1 単元の株式の数</u> は100株とする。 2. 当会社は、 <u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> （以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。	(単元株式数) 第6条 当会社の単元株式数は100株とする。 (第7条2項に移項)
(新 設)	
(自己株式の取得) 第7条 当会社は、取締役会の決議により、自己の株式を <u>買受ける</u> ことができる。	(自己の株式の取得) 第8条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を <u>取得する</u> ことができる。
(単元未満株式の買増し) 第8条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて <u>1 単元の株式の数となるべき数</u> の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数となる数</u> の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(単元未満株主の権利制限) <p>第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 <ul style="list-style-type: none"> 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 	第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 <ul style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、公告する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）並びに株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿・株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条 当会社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第12条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿・株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日)	(基準日)
第11条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。 <ul style="list-style-type: none"> 2. 前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利行使すべき株主または登録質権者とすることができます。 	第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 <ul style="list-style-type: none"> 2. 前項にかかるわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長になる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条の定めによる決議及び商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第16条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果 <u>を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</u>	(議事録) 第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果 <u>並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u>
第 4 章 取締役及び取締役会 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第20条 当会社は取締役会を置く。
(員数) 第17条 (条文省略)	(取締役の員数) 第21条 (現行どおり)
(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>	(取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. (現行どおり)
3. (条文省略)	
(任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) (新設)	(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することが出来る。
第20条 取締役会の決議により取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することが出来る。 2. 取締役社長は会社を代表し、他に取締役会の決議により会社を代表とする取締役を定めることが出来る。	(削除)
(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第22条 (条文省略)	(取締役会の招集通知) 第26条 (現行どおり)
(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(新設)	(取締役決議の省略) 第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
(取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。	(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。
(新設)	(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
(取締役の分掌) 第25条 (条文省略)	(取締役の分掌) 第31条 (現行どおり)
(報酬及び退職慰労金) 第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。
(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第33条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (新設) (員数) 第28条 (条文省略) (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第34条 当会社は監査役及び監査役会を置く。 (監査役の員数) 第35条 (現行どおり) (監査役の選任) 第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知) 第32条 (条文省略)	(監査役会の招集通知) 第39条 (現行どおり)
(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(監査役会の決議方法) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。	(監査役会の議事録) 第41条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。
(報酬及び退職慰労金) 第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(監査役の報酬等) 第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第43条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第44条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 6 章 会 計 監 査 人</u></p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第45条 当会社は会計監査人を置く。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(<u>営業年度</u>) 第37条 当会社の <u>営業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(<u>事業年度</u>) 第49条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(<u>利益配当金</u>) 第38条 当会社の <u>利益配当金</u> は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して <u>これを支払う</u> 。	(<u>期末配当金</u>) 第50条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し <u>金銭による剩余金の配当</u> （以下「 <u>期末配当金</u> 」という。）を支払う。
(<u>中間配当</u>) 第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して、 <u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u> （以下「 <u>中間配当</u> という。）をすることができる。	(<u>中間配当金</u>) 第51条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>会社法第454条第5項に定める剩余金の配当</u> （以下「 <u>中間配当金</u> 」という。）をすることができる。
(<u>配当金等の除斥期間</u>) 第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。未払の <u>利益配当金</u> 及び中間配当金には利息をつけない。	(<u>期末配当金等の除斥期間</u>) 第52条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。未払の <u>期末配当金</u> 及び中間配当金には利息をつけない。